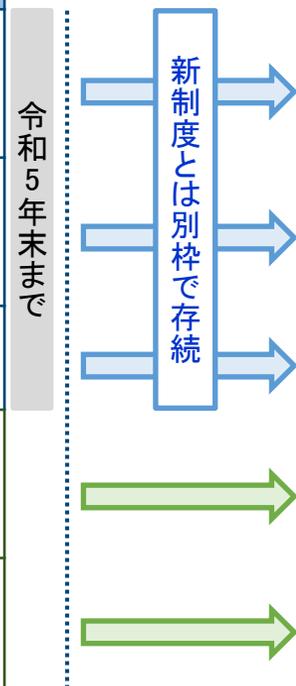


# NISAの抜本的拡充・恒久化②

減税

令和6年1月1日以降



		口座開設期間	年間投資上限	非課税保有期間	生涯非課税限度額	投資対象商品	対象年齢
旧制度	つみたてNISA 選択	令和24年まで ↓ 令和5年まで	40万円	20年間	800万円 再投資不可	長期積立・分散に適した一定の投資信託	20歳以上※
	一般NISA	令和10年まで ↓ 令和5年まで	120万円	5年間	600万円 再投資不可	上場株式等	20歳以上※
	ジュニアNISA	令和5年まで	80万円	5年間or 20歳まで※	400万円 再投資不可	上場株式等	20歳未満※
新制度	つみたて投資枠 併用可	恒久化	120万円	無期限	1,800万円 (内成長投枠 1,200万円) 簿価残高方式 再投資可	積立・分散投資に適した一定の投資信託	18歳以上
	成長投資枠	恒久化	240万円	無期限		上場株式等	18歳以上

※令和5年以降は18歳

- 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から提出された情報を国税庁において管理する。
- 令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続により18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回その手続を省略することとし、利用者の利便性を図る。

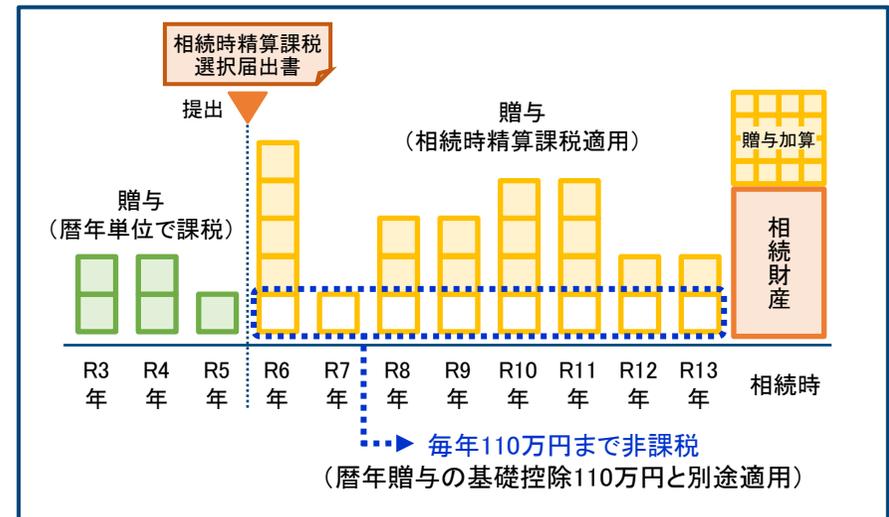
# 相続時精算課税制度の見直し

減税

## ポイント

- 相続時精算課税で受けた贈与については、暦年課税の基礎控除とは別途、課税価格から**基礎控除110万円**を控除する。特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格には、上記の控除をした後の残額が加算される。
- **令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産**に係る相続税又は贈与税について適用する。
- 相続時精算課税で贈与された土地・建物が、贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに災害により一定の被害を受けた場合は、**贈与時における価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。**
- **令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合**について適用する。  
(相法21の11の2、21の15、21の16、措法70の3の2、70の3の3、改正法附則1①三イ・ニ、19①④、51④⑤)

項目	内容
適用方法	贈与者の異なるごとに選択(選択後の変更は不可)
贈与者	その年の1月1日において60歳以上の直系尊属
受贈者	その年の1月1日において18歳以上の直系卑属
特別控除額	特別控除額: 2,500万円、 <b>追加</b> 基礎控除額: 年110万円
贈与税	特別控除額を上回る贈与額に税率20%で贈与税を計算
相続時減額	相続財産の価額に、贈与財産の価額(被災した不動産については減額)から <b>基礎控除額を控除した残額</b> を加算
税額控除	相続税額から既に納めた贈与税額を控除



## ★チェック

- 例えば、父から相続時精算課税、母から暦年課税にすることで年間220万円が控除可能となる。
- 暦年課税と異なり、相続時精算課税の基礎控除110万円は、相続開始の前年以前でも相続税の課税価格に算入されない。

# 研究開発税制の見直し・延長② ～税額控除率～

増税

減税

## ポイント

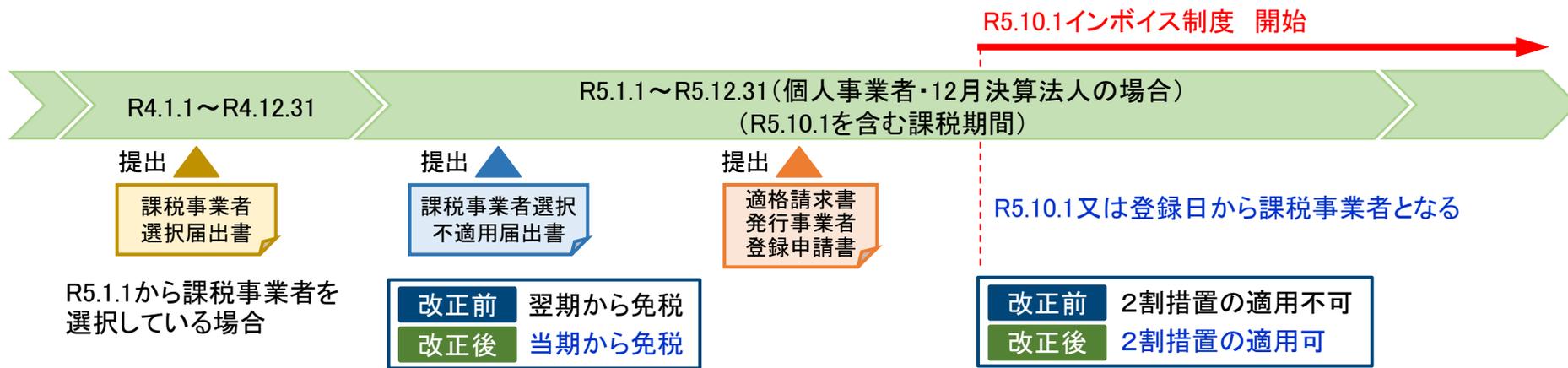
- 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率について見直しを行い、下限を1%（改正前：2%）に引き下げ、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長し、令和8年3月31日までに開始する事業年度について適用する。
- 「中小企業技術基盤強化税制」は、税額控除率の上乗せ措置等を見直した上で、適用期限を3年延長し、令和8年3月31日までに開始する事業年度について適用する。  
(措法42の4②⑤、10②⑤)

	改正前	改正後
一般	<b>【増減試験研究費割合＞9.4%】</b> $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35 (=A)$ (上限割合14%※) ※時限措置終了後は10%	<b>【増減試験研究費割合＞12%】</b> $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12.0\%) \times 0.375 (=A)$ (上限割合14%※) ※時限措置は3年延長
	<b>【増減試験研究費割合≤9.4%】</b> $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175 (=B)$ (下限割合2%)	<b>【増減試験研究費割合≤12%】</b> $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25 (=B)$ (下限割合1%)
	<b>【試験研究費割合＞10%】</b> 上記割合(A又はB) + 上記割合 × 控除割増率 (上限割合14%※) ※時限措置終了後は10%	<b>【試験研究費割合＞10%】</b> 上記割合(A又はB) + 上記割合 × 控除割増率 (上限割合14%※) ※時限措置は3年延長
中小企業者等	<b>【増減試験研究費割合＞9.4%】</b> ※試験研究費割合＞10%を除く $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35 (=C)$ (上限割合17%※) ※時限措置終了後は12%	<b>【増減試験研究費割合＞12%】</b> ※試験研究費割合＞10%を除く $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375 (=C)$ (上限割合17%※) ※時限措置は3年延長
	<b>【増減試験研究費割合≤9.4%】</b> 12%	<b>【増減試験研究費割合≤12%】</b> 12%
	<b>【試験研究費割合＞10%】</b> 上記割合(C) + 上記割合 × 控除割増率 (上限割合17%※) ※時限措置終了後は12%	<b>【試験研究費割合＞10%】</b> 上記割合(C) + 上記割合 × 控除割増率 (上限割合17%※) ※時限措置は3年延長

# 小規模事業者に対する納税額の負担軽減措置④

減税

## 課税事業者選択事業者の救済措置



この救済措置により、令和5年1月～9月分の納税義務が免除され、改めてインボイス発行事業者として登録を受けることで令和5年10月から課税事業者となり2割措置を適用することが可能となる。

## 2割措置適用翌期の簡易課税制度選択届出期限の緩和

